

徳島市ひまわり家族応援事業 (不妊治療費助成)の開始

令和4年4月から不妊治療の保険適用が拡大されましたが、複数回治療が必要なことが多いなど、経済的負担が長期化する傾向があることから、子どもを持ちたい方の経済的負担の軽減を図るため、令和6年4月1日以降に開始された生殖補助医療に係る自己負担額の一部に対する助成を令和6年7月1日から開始しました。

助成内容

- (1) 助成対象 令和6年4月1日以後に開始した、保険適用で行われた生殖補助医療費の自己負担分
 - ※ 主な生殖補助医療
 - 女性:採卵術、受精(体外受精又は顕微授精)、受精卵・胚培養、胚凍結、胚移植(新鮮胚移植又は凍結・融解胚移植)
 - 男性:精巣内精子採取術、Y染色体微小欠失検査
- (2) 助成額 1回の治療につき上限5万円
- (3) 助成回数 初回の助成対象となる生殖補助医療の治療開始日の妻の年齢が40歳未満であるときは通算6回まで、40歳以上43歳未満であるときは通算3回まで
 - ※ 本事業の助成を受けた者が出産後に次の妊娠を目的として生殖補助医療を開始した場合は、その治療開始日の妻の年齢により、新たに助成回数を決定

対象者

- (1) 法律上の婚姻又は事実婚の夫婦であること。
- (2) 夫婦が治療開始日において1年以上継続して徳島市に住民登録があること。
※ 諸事情により夫婦のいずれか一方の住民票がない場合でも、他の自治体の助成を受けていない場合は対象となる。
- (3) 助成対象となる生殖補助医療の開始日における妻の年齢が43歳未満であること。
- (4) 助成対象の生殖補助医療に他の自治体等の助成を受けていないこと。
等の要件を全て満たしている者

※その他、詳しい要件は、本市ホームページでご確認ください。

申請

所定の申請書を治療最終日から6か月以内に子ども健康課に提出

受付開始

令和6年7月1日から受付

問い合わせ先 子ども健康課(電話:088-656-0532)

